

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所又は  
所在地 \_\_\_\_\_  
申請者 氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 印

普通財産貸付申請書

下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	希望貸付 期間	使用目的	摘要

(注) 法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記し、代表者印を押印すること。なお、本通達本文の記の2に留意のこと。

財務大臣 殿

住所又は  
所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 印

普通財産（不動産）交換申請書

下記のとおり普通財産の交換を行いたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 交換により取得する財産

所在地	区分	種目	構造	数量	使用目的	摘要

（裏面）

2 交換に供する財産

所在地 （現用途）	区分	種目	構造	数量	摘要

（注）法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記し、代表者印を押印すること。なお、本通達本文の記の2に留意のこと。

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所又は  
所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 印

普通財産売払申請書

下記のとおり普通財産の売払を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	使用目的	摘要

(注) 法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記し、代表者印を押印すること。なお、本通達本文の記の2に留意のこと。

殿

住所又は

所在地

申請者 氏名又は

名称

印

## 延 納 申 請 書

普通財産の売払代金（交換差金）を納付するについて、延納による支払いを行いたく担保を提供して申請します。

## 1 売払（又は交換）物件の所在、区分、数量及び売払代金（又は交換差金）

物件の所在	区 分	数 量	売払代金又は交換差金	摘 要

## 2 延納期限及び毎期の納付額及び利率

延納期限	毎期の納付額	利 率	納付期日	摘 要

## 3 担保の種目、銘柄、種類及び数量

物件の所在	区分	種目	構造	数量	担保物件の価格（時価）	担保設定の順位	先順位者があるときは担保されている債務の金額	摘要

## 4 売払代金（又は交換差金）を一時に支払うことが困難である理由（具体的に書くこと）

## 5 その他参考となるべき事項

注1 担保の種目に不動産を掲げたのは例示であるから、有価証券等を担保として徴するときは、適宜欄を設けること。

2 不動産の場合は、登記事項証明書を添付すること。

財務大臣殿

住所又は

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名又は

名称 \_\_\_\_\_ 印

普通財産譲与申請書

下記のとおり普通財産を 法第 条の規定により譲与を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	使用目的	摘要

(注) 法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記し、代表者印を押印すること。なお、本通達本文の記の2に留意のこと。

財務大臣殿

所在地 \_\_\_\_\_

申請者

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

普通財産信託申請書

下記のとおり普通財産の信託を受託したく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量
信託の目的	借入金限度額	信託期間	信託報酬	摘要

殿

財務(支)局長又は中継総合事務局長 氏 名

## 普通財産使用承認書

令和 年 月 日付第 号をもって申請があった普通財産の使用については、下記の条件を付して承認します。

については、本承認に対する別紙承諾書を至急提出して下さい。

記  
使用承認の条件1 使用を承認する財産  
所在地

区分	種目	名称	構造	数量	使用期間	使用目的	使用料 円

## 2 使用条件

- (1) 使用者は善良な管理者の注意をもって使用財産の維持保全をすること。
- (2) 使用財産を承認した目的以外の用に供しないこと。
- (3) 使用財産を他に使用収益させないこと。
- (4) 使用財産の現状を変更しようとするときは、原則として、あらかじめ理由を付し文書により当局の承認を受けること。
- (5) 使用財産の管理、保全及び(4)の行為、その他の経費は使用者が負担すること。
- (6) 当局は、使用者が使用条件の(1)から(4)までに違反した場合、又は使用計画の変更その他の理由により不用と認められる財産が生じた場合は、その全部又は一部の承認を取り消すことができること。
- (7) 使用期間が満了した場合又は(6)により使用承認の取消をした場合は、使用者の負担でこれを原状に回復して当局の指定する期日までに返還すること。
- (8) 当局が使用期間中物件の使用状況について、実地に調査し、所要の報告を求める場合は、その調査を拒み妨げ、報告を怠ってはならないこと。

(注) 使用財産が飛行場の場合は(3)を次のように改める。

- (3) 使用財産を他に使用させる場合には、あらかじめ文書により当局の承認を受けること。

令和 年 月 日

財務（支）局長又は沖縄総合事務局長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

部局長 \_\_\_\_\_

普通財産の使用承認承諾書

令和 年 月 日付第 号をもって承認になった普通財産の使用については、

同承認書に記載の使用条件を承諾します。

殿

住所又は  
所在地  
申請者 氏名又は  
名 称

所有権移転登記嘱託請求書

令和 年 月 日付〇〇第 号をもって売買（譲与、交換）契約した下記財産の所有権移転登記の嘱託について、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第23条第1項の規定による領収証書又は登録免許税額に相当する額の印紙を添えて請求します。

記

- 1 財産の所在、区分、種目、構造及び数量
- 2 登録免許税額
- 3 所有権移転年月日

（裏面）

記載要領

- 1 法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記入すること。
- 2 登録免許税額を、現金で納付した場合は、様式中「又は登録免許税額に相当する額の印紙」を抹消し、印紙で納付する場合は、様式中「登録免許税法（昭和42年法律第35号）第23条第1項の規定による領収証書又は」を抹消して提出してください。